

韓国知的財産ニュース 2012 年 10 月前期

(No. 232)

発行年月日：2012 年 10 月 30 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

※このニュースは、10 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 韓国、世界知財機関の代表者に共同解決策の議論を提案 (10. 4)
- 2-2 IP-Mart の取引実績が非常に低い水準に (10. 4)
- 2-3 「特許の調査予算を R&D と認定すべき」 (10. 5)
- 2-4 特許攻勢に対抗、初の特許ファンド発売へ (10. 5)
- 2-5 韓国特許庁、PCT 処理期間の順守率「最下位」 (10. 11)
- 2-6 世界知的財産の専門家が会し「ソウル知的財産コミュニケ」を発表 (10. 15)
- 2-7 韓国特許庁、金融業界を対象に「BM 特許説明会」を開催 (10. 15)
- 2-8 韓国 IP 市場の規模は米国の 13 分の 1 (10. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 「ギャラクシー Tab10.1」米国内で販売禁止解除され…理由は？ (10. 2)
- 3-2 サムスン電子、米国での訴訟対象に 아이폰 5 を追加 (10. 3)
- 3-3 アップルとの訴訟中なのに「S3」の販売は増加 (10. 3)
- 3-4 サムスン、アップルに特許反撃…大攻勢の始まり (10. 3)
- 3-5 アップル、ノテルの通信特許でサムスンとクロス・ライセンスを提案 (10. 4)
- 3-6 SK テレコム、LTE 特許競争で世界と協力 (10. 7)
- 3-7 サムスンと LGD のトップ、「ディスプレイの日」記念式で遭遇 (10. 8)
- 3-8 サムスンとアップルの特許戦争、「今回は裁判所の外で」 (10. 8)
- 3-9 SKC コーロン PI、カネカとの特許訴訟で最終的に勝訴 (10. 11)
- 3-10 아이폰販売差止め、「50 億で合意」 (10. 11)

- 3-1-1 グーグル、サムスンとの特許契約の秘密維持を要請 (10. 11)
- 3-1-2 「アップルは説得力がない」 ギャラクシー・ネクサス販売差止め解除 (10. 12)
- 3-1-3 「サムスン対アップル」の特許戦争、今週が山場…理由は？ (10. 14)
- 3-1-4 双龍(サンヨン)マテリアル、日本の競合会社との特許訴訟で勝利 (10. 14)
- 3-1-5 訴訟の雰囲気…アップルが緊張するほど (10. 15)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 お酒の名前、その変身は無罪！ (10. 10)

その他一般

- 5-1 アップル「ポスト・特許戦争」は生体認識で行う (10. 3)
- 5-2 再注目されている「WEB 講座」 (10. 5)
- 5-3 サムスン対 LG、「OLED テレビ」プライドをかけた対決 (10. 9)
- 5-4 生命体から電気エネルギーを作る (10. 9)
- 5-5 特許市場に「死の谷」が存在する (10. 15)

法律、制度関連

今号はございません。

関係機関の動き

2-1 韓国、世界知財機関の代表者に共同解決策の議論を提案

韓国特許庁 (2012. 10. 4)

「特許合戦と知的財産の格差は、国際知的財産システムが直面している最大の危機であり、その解消に向けた共同の取り組みが求められている。」

これは、10月1日からスイスのジュネーブで開かれている第50回世界知的所有権機関(WIPO)総会で、韓国代表として出席したキム・ホウォン庁長が世界知財機関の代表者に向けてのメッセージだ。

キム庁長は、WIPOのフランシス・ガリ(Francis Gurry)事務局長をはじめ、米国、日本、中国、欧州の特許庁長と会合し、急増している国際的な特許紛争への共同対処の必

要性を提起し、特に国際的な知財権紛争の解決に向けた仲裁・調整センターを運営している WIPO の役割を強調した。

サムスン電子とアップル、コーロンとデュポンの例が示すように、世界各地では特許合戦が繰り広げられており、それに伴うコストも企業には大きな負担とされている。こうした状況で、キム庁長は、国際知的財産分野において「不要な特許紛争の可能性の防止と紛争解決に要される費用を削減するための国際的な協調」という新しい課題を提示したのだ。

さらに、キム庁長は、総会初日(10月1日)の基調演説を通じて、世界の知財権システムの持続可能な発展に向けた先進国と途上国の知的財産格差の解消に向けた WIPO の努力を強調した。途上国は、知的基盤経済の下における特許などの知的財産の重要性は認めながらも、知的財産システムの拡大については及び腰だ。「結局は先進国ばかりが得をする」という認識を持っている。問題は、途上国が同意しないと、新たな国際ルール作りができないということだ。実際に、各国のデザイン手続きを統一するためのデザイン法条約の採択議論が途上国との温度差で進んでいない状況だ。

キム庁長は、知的財産システムの持続的な発展のため、先進国と WIPO が途上国の知的財産の発展に向け積極的に取り組み、特に、知的財産の恩恵を途上国も享受できるという認識を拡大する必要があると強調した。

主要国の知的財産トップと WIPO 事務総長は、キム庁長の意見に同意を示し、今後「特許紛争」と「知的財産格差の解消」問題を WIPO の主要議題として議論していくことにした。

加えて、今回の総会で韓国は、WIPO と共同で「ポロロ」を主人公にした子供向け知的財産教育アニメーション「発明王ポロロ」の発売イベントを開催し、各国代表者からの注目と関心が集まった。また、ハンガリー、シンガポールとともに、特許審査ハイウェイ業務協定を締結し、韓国の出願人が相手国で素早く特許を受けられるようにするという成果を上げた。

*2010年から約3年をかけて韓国特許庁と WIPO が(株)オコンとともに製作したアニメーションで、英語版と韓国版で発売されており、今後、世界各国に配布する予定だ。

2-2 IP-Mart の取引実績が非常に低い水準に

デジタルタイムズ(2012.10.4)

韓国特許庁が知的財産権の活用を促すために運営している「インターネット特許技術マーケット(IP-Mart)」の取引実績が非常に低い水準となっていることが明らかになった。

4日、国会知識経済員会のチョン・ハジン議員(セヌリ党)は、韓国特許庁から提出された資料を提示し、昨年 IP-Mart に登録された需要・供給の特許技術3万3589件のなかで、実際に取引されたのは0.5%と、僅か163件にとどまったと発表した。

IP-Mart とは、知的財産の取引を行ないたい需要者と供給者に関連情報を提供するデータベースインフラであり、専門人材である特許流通相談官とのオフライン相談を通して特許技術が取引される。

IP-Mart で特許技術の取引を希望する会員数は毎年大幅増加しているが、特許技術の取引を支援する専門人材(特許流通相談官)は、僅か 6 人にすぎず、特許技術を需要者と供給者をリンクする専門家の数は非常に不足している状況だ。

チョン・ハジン議員は、「特許技術の取引を活性化させるために立ちあげられた IP-Mart は、当初の目的とかけ離れて取引実績が非常に悪いだけに、担当の特許庁は、より積極的な PR と共に、活用策を確立して特許技術が適所に使われるよう、取り組んでもらいたい」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

2-3 「特許の調査予算を R&D と認定すべき」

電子新聞(2012. 10. 5)

特許などの知的財産の開発過程に必要な経費を研究開発(R&D)税額控除の対象にすべきだという主張が提起された。中小企業だけでなく、中堅・大企業も数千万ウォンに達する費用の負担で特許の先行調査に難航しているためだ。

4 日の韓国産業振興協会によると、米国やフランスなどの主要先進国は、国の知財競争力の強化策の一環として特許出願に対する税制支援を拡大している。米国は、特許の申請から登録まで、弁護士費用などの特許獲得に必要な費用を R&D 対象としている。フランスは、R&D 税額控除対象がさらに広く、特許の生産・維持・防御・保護費用と保険料までその対象となっている。さらに、特許の維持費用、特許権侵害と関連する費用も対象に含めることができる。スペイン・ポルトガルも特許獲得費用を R&D として見なし、ポルトガルは、中小企業に限定して維持費用を R&D に認めている。

産業技術振興協会は、多くの国が特許出願課程で発生する費用を対象に税制支援をしていると推定した。経済協力開発機関(OECD)が 2009 年に発刊した『新しく浮上する特許市場』報告書でも「特許がイノベーションに向けた技術の取引手段として注目され、特許市場が急浮上している。」とし、「各国政府が特許関連の情報サービスと税制支援を強化し、特許分野を積極的に育成している。」と分析した。

韓国は、租税特例制限法の施行令「研究及び人材開発準備金の範囲」において例外対象に特許権の申請・保護など、法律及び行政の業務だと明示し、税制支援の妨げになっている。その補完策として、韓国特許庁が 2009 年から中小・中堅企業を対象に IP-R&D 戦略支援事業を行ってきた。今年は約 120 か所を支援しており、予算不足により支援を受けるための競争が激しくなっている状況だ。

専門家は、国の知財競争力を高め、大胆な IP 経営を誘導するためには、特許出願費

用を R&D 税額控除の対象にすべきだと主張する。イディリサーチのソ・ジュウォン社長は、「欧州のある報告書をみると、新規特許の 7~8 割が先行特許の調査をきちんと行わず、従来の特許と類似している。特許が重要となっているだけに、企業が開発に積極的に取り組み、従来技術と競合会社の技術分析を通じて特許出願の方向を決めることが重要だ。」とコメントした。韓国産業技術振興協会製作企画チームのノ・ミンソン専任課長は、「企業戦略からみて、IP と R&D を別々に扱うことが難しくなっており、特許は、R&D のスタートであり、結果だと言える。特許出願費用を R&D 税額控除の対象にすれば、企業の特許競争力を強化することに大きく役立つはずだ。」と強調した。

<キム・ジュンベ記者>

2-4 特許攻勢に対抗、初の特許ファンド発売へ

電子新聞(2012.10.5)

グローバル特許管理会社に対抗する国内初の「知的財産権ファンド」が発売される。第 1 次の特許資産は、韓国通信機器の製造会社 A 社が保有している約 50 件の特許だ。このファンドは、特許を武器に、特許を無断使用する企業とは特許訴訟も辞さない構えだ。

4 日、KDB 韓国産業銀行は、通信機器の製造会社 A 社が保有していた特許を購入し、250 億ウォン規模の特許ファンドを発売すると発表した。この特許ファンドは、「KDB 韓国産業銀行」などの機関投資家が資金を投資し、「アイデアブリッジ資産運用会社」が運用を担当する「アイディアブリッジ・オポチュニティ・プライベートエクイティ・特別資産投資信託第 1 号」だ。従来の特許関連ファンドは政府出資ファンドだったが、このファンドは、民間レベルでは初めてのファンドだ。

第 1 号ファンドが保有する特許資産は、A 社が米国に登録した 16 件の特許を含めた 56 件の知的財産権(IP)だ。WCDMA や CDMA2000 など、3G 移動通信網の連動支援に関する標準特許や LTE 端末にも適用された特許技術だ。

ファンドの構造は、A 社から購入した知財権をコア資産として有し、A 社に専用の実施権を与えて一定の手数料(ロイヤルティ)を受け取る「セール&ライセンスバック」の仕組みだ。ファンドは、この仕組みで安定的な収益を挙げられる。さらに、保有 IP を無断で使用している企業を対象に訴訟を提起したり、IP をレンタルして収益を上げたりすることができる。

韓国産業銀行の関係者は、「このファンドが発足したことで、特許売却企業としては巨額の資金の確保が可能になり、グローバル特許管理会社に対抗して攻防するなど、様々な投資戦略を確立できるようになった。」とコメントした。第 1 号特許ファンドの資産購入対象を通信機器製造関連の IP に決めたのも、最近の世界的な特許合戦と関係がある。彼は、「特許管理会社の主な攻撃対象が電気、電子、無線通信、ソフトウェアに集中

している。購入した特許をベースに、加盟社の保護はもちろん、訴訟の提起などを通じた攻撃も可能だ。」と述べた。

韓国産業銀行は、先月 14 日、組織改編を通じて技術金融部を新設し、グローバル特許管理会社に対抗できる第 2 号、第 3 号ファンドを引き続き開発していく方針だ。特許管理会社(Non-Practicing Entity)は、世界的に 560 社以上が設立されており、特許訴訟も急増した。特許管理会社に提訴された製造会社は、2001 年 579 社から昨年には 4508 社に、10 年間 8 倍増加した。特許訴訟も、2001 年 143 件から 2010 年 600 件、2011 年 1143 件と 8 倍も増加した。

<イ・ギョンミン記者>

2-5 韓国特許庁、PCT 処理期間の順守率「最下位」

デジタルタイムズ(2012. 10. 11)

韓国特許庁の PCT(特許協力条約)国際調査における処理期間の順守率が PCT 国際調査を行っている 14 カ国の中で最下位であることが明らかになった。

10 月の国会知識経済委員会のチョン・ハジン議員(セヌリ党)が韓国特許庁から提出された「PCT 国際調査機関別の処理期間順守率資料」によると、韓国の処理期間の順守率は、昨年 16.9%と、最下位となった。

これは、韓国特許庁に PCT 国際調査を依頼した 100 件のうち、16 件のみが特許協力条約による処理遵守期間である 3 ヶ月内に処理されたことを意味する。

韓国特許庁は、処理期間の順守率を向上するため、昨年から 28 人に構成された PCT 国際調査担当チームを立ち上げて運営しているが、2010 年 20.6 件、2011 年 16.9 件、2012 年 18.2 件と、改善の兆しは見えていない。

チョン議員は、「2005 年に米国特許庁と PCT 国際調査機関に関する MOU を締結してから、国際調査の依頼件数が急増している。しかし、依然として多くの依頼件が期間内に処理されておらず、適切な対応策が求められている。」と述べた。

PCT とは、特許や実用新案に関する海外出願手続きの統一化や簡素化などを図るために締結した特許協力条約を意味する。

<イ・ジュンギ記者>

2-6 世界知的財産の専門家が会し「ソウル知的財産コミュニケ」を発表

電子新聞(2012. 10. 15)

世界知的財産分野の専門家が 18 日に韓国を訪れる。大韓弁理士会は、18 日にソウルで「世界知識財産ハイレベル会議(仮称)」を開催すると発表した。韓国をはじめ、米国・日本・中国・欧州など世界 22 カ国の弁理士代表が集い、国際弁理士団体による協力体

制を構築する。その場では、知的財産(IP)分野の主なテーマや発展策についての議論のほか、知的財産を通じて人類平和と福祉拡大のために協力する「ソウル知的財産コミュニケ」を採択する予定だ。

会議では、協議会である世界知的財産首脳会議の定款を定め、国際機関化に向けた準備を始める。大韓弁理士会のユン・ドンヨル会長は、「米国と欧州が主導してきたこの会議がアジアでは初めて開かれる。会議の定款が定まれば、国際 IP 民間協力機関がソウルで発足することになる。」と評価した。

首脳会議で各国の代表は、IP による人類平和と福祉の拡大に向けた「ソウル知的財産宣言」を採択する。コミュニケには、IP を活用した△雇用創出、△老人向け福祉の充実化、△代替エネルギーの開発、△疾病の根絶、△IP 紛争の解決、△IP の創出及び保護など、6つの項目がアジェンダに盛り込まれる。弁理士会は、「世界的な景気後退の下で、IP を経済回復のエンジンとし、特許合戦で生き残るために民間レベルの交流が重要となっている。今回の宣言は、国際知的財産の民間協力機関における理念的ベースになるだろう。」とコメントした。

世界知的財産首脳会議は、米国知的所有権法協会(AIPLA)が中心となっている世界主要国の代表的な弁理士団体だ。2010年3月、米国のオバマ大統領の主導で AIPLA が世界 13カ国の民間分野 IP 専門家を招請したことが始まりだった。最近、サムスン電子とアップルなど、大規模な特許紛争が起きたことで IP 分野への関心が高まり、現在加盟国は 22国となっている。

第1回ワシントン会議で韓国代表として出席した大韓弁理士会のイ・サンヒ元会長がソウル会議の開催を強調し、第2回ローマ会議にてソウル開催を全会一致で決定した。昨年知的財産法の制定や国家知識財産委員会の発足などを通じて IP 大国としての地位を固めたのがソウル開催の背景になったと分析されている。

今回の会議は、世界 22カ国の弁理士団体の会長団や国際知的財産保護協会(AIPPI)、国際弁理士連盟(FICPI)など、IP 関連の 8の国際団体、韓国特許庁や国家知識財産委員会など韓国 IP 政府機関が参加する。

<クオン・ドンジュン記者>

2-7 韓国特許庁、金融業界を対象に「BM 特許説明会」を開催

韓国特許庁(2012.10.15)

韓国特許庁は、10月17日(水曜日)に金融投資協会と共同で証券・銀行など金融業界の担当者を対象に「BM 特許説明会」を開催する。

金融部門の BM 特許は、2000年以降のベンチャーブームやインターネットなどの情報通信技術の発展・普及とともに、本格出願されはじめ、2007年以降からは毎年約 500件の特許が出願されている。

最近のサムスン電子とアップルの特許紛争からも分かるように、企業同士の特許紛争は激しさを増しており、こうした傾向は製造業のみならず、金融分野などのサービス業界にも拡大することが予想されている。

しかし、2008年以降から韓国の金融分野の特許出願は減少傾向にあり、一部の銀行を除けば、消費者金融もBM特許に対する関心と理解は不十分な状態である。

こうした時期に開催される今回の説明会では、金融関連のBM特許の動向、金融分野BM特許出願の事例、金融投資における特許の重要性及び紛争事例を共有し、今後の金融業界においての知財権創出及び活用策が議論される予定だ。

説明会関連の問い合わせは特許庁のイ・ジョンジェ審査官(042-481-5745、luchiano@kipo.go.kr)にまで、参加費は無料となっている。

2-8 韓国 IP 市場の規模は米国の 13 分の 1

電子新聞(2012. 10. 15)

韓国の知的財産(IP)サービス市場の規模は、米国の 13 分の 1、日本の 4 分の 1 にすぎないという調査結果が出た。しかし、この結果は 2009 年数値であり、特許管理会社による攻勢が予想されているほか、サムスン電子とアップルの特許合戦の影響などでその格差はさらに広がっていると分析されている。専門家は、未来の成長エンジンとして期待されている IP サービスの競争力を高めなければ、韓国市場を外国企業に奪い取れかねないという懸念が浮上した。

韓国特許庁と韓国知識財産サービス協会が初めて調査した「海外知的財産サービス産業市場の現状」という報告書によると、2009 年ベースで米国と日本の IP サービス市場規模は、それぞれ 4 兆 3300 億ウォンと 1 兆 3676 億ウォンであり、韓国の 3377 億ウォンに比べて 12.83 倍、4.05 倍大きいという。

韓国と主要国の IP サービス市場規模を比較したのは、今回が初めてだ。各国の IP サービス市場の産業分類がはっきりしていないため、知的財産サービスの市場規模を基礎データに全体市場を推定した。IP 市場の規模・IP 活動インフラ・IP 活動に関するそれぞれの指標に国別の加重値を適用した。特許訴訟の賠償額は対象外だ。要素別に加重値を与えた結果、IP 市場は、米国と日本が韓国よりそれぞれ 25 倍と 7.1 倍大きいことが分かった。IP 活動インフラ市場も 9.3 倍と 2.6 倍、IP 活動市場は 4.9 倍と 2.4 倍大きかった。IP 関連市場は、知的財産サービス業と専門科学技術・事業支援サービス業などで、韓国のサービス産業競争力の脆弱さがそのまま反映されたと分析できる。

専門家は、特許の「価値(金銭的)」を認めない雰囲気を市場規模に大差が現れた背景として指摘した。MP3 プレイヤーの基幹特許がその一例だ。ベンチャー企業の「デジタルキャスト」は、2005 年から 2010 年までにこの技術で 3 兆ウォン以上のロイヤルティ収入を得られる可能性があったが、類似製品の発売や特許無効訴訟で権利範囲が縮小

し、結局、特許料の未納で消滅され、収益を得られなかった。ソウル大学法科大学院のシム・ヨンテク教授は、「特許訴訟の無効率が高く、賠償額も非常に少額な水準だ。正当な価値を認められなくなり、発明家はデタラメに特許を出願し、後で訴訟を提起しても弁護士費用すら確保できない悪循環に陥ってしまう。」と指摘した。

シム教授は、さらに「韓国の特許無効率は8割に達して米国の35%より非常に高い水準となっており、訴訟賠償額は、中間値基準で5500万ウォンと、米国の1000万ドル(約110億ウォン)よりも非常に低い。」と付け加えた。訴訟を起こしても勝訴は難しく、勝訴したとしてもその価値が認められない。「IPキューブパートナーズ」のチョン・スンウク代表は、「IPがお金(収益)になるビジネスに変わらなければならない。そうでないと人材は集まらない。今は人材プールがあまりにも脆弱な状態だ。」と今後の競争力について懸念を示した。

長期的に市場を育成しないと、海外にそのまま市場を奪われる可能性があるという声もある。「イディリサーチ」のソ・ジュウォン社長は、「特許の維持費用市場は、韓国に進出したC社が世界市場シェア6割を占めている。独自の競争力を備えなければ、外国企業が自分たちのネットワークを利用して韓国市場を奪い取ってしまう可能性もある。」と警告した。

<キム・ジュンベ記者>

【表】2009年ベースの日米韓3ヵ国知的財産サービス市場の規模(単位：億ウォン)

区分	韓国	米国	日本
市場規模	3,377	43,300	13,676

【表】国別の加重値でみた知的財産サービス市場の相対的な規模(韓国=1基準)

区分	米国	日本
IP関連市場の規模(IP related market)	25	7.1
知的財産活動インフラ規模(IP Infra)	9.3	2.6
知的財産の活動(IP Activity)	4.9	2.4

※出処：韓国特許庁・知識財産サービス協会

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 「ギャラクシーTab10.1」米国内で販売禁止解除され…理由は？

電子新聞(2012.10.2)

サムスン電子のタブレット端末「ギャラクシーTab10.1」の米国での販売が再開される見通しとなった。

米国カリフォルニア州連邦北部地方裁判所のコウ・ルーシー裁判官は、米国時間の 1 日、サムスン電子の申請を受け入れ、「ギャラクシーTab10.1」の販売差止め仮処分決定を解除した。

北部地裁は、6 月にアップルの申請を受け入れ、「ギャラクシーTab10.1」の販売差止め仮処分決定を下した。

しかし、8 月 24 日、陪審員が「ギャラクシーTab10.1」はアップルの特許を侵害していないとの判断を示し、サムスン電子は、直ちに販売差止めの解除を要請した。

サムスン電子は、米国連邦巡回控訴裁判所に「ギャラクシーTab10.1」の販売差止め仮処分決定を早期に解除できるよう、関連事件を原審裁判所のカリフォルニア連邦北部地方裁判所に送り返すことを要請した。

控訴裁判所は、先月 29 日、原審裁判所に「ギャラクシーTab10.1」販売差止めの決定の見直しを命令し、1 日に解除の決定が出された。

<キム・インスン記者>

3-2 サムスン電子、米国での訴訟対象に 아이폰 5 を追加

デジタルタイムズ(2012. 10. 3)

サムスン電子は、アップルの「 아이폰 5」が自社の特許を侵害したと判断されたため、米国で進められているアップルとの特許訴訟の対象として追加したと 2 日に発表した。

従って、「 아이폰 5」は、4 月にサムスン電子が米国カリフォルニアのサンノゼ地方裁判所に提起した訴訟の提訴対象となった。

当初、この訴訟の対象となった製品は、スマートフォンの「 아이폰 4」「 아이폰 4S」とタブレット端末「アイパッド 2」となっており、争点となった特許は、標準特許 2 件と常用特許 6 件だった。

サムスン電子は、20 日に「 아이폰 5」も検討を通じて追加提訴する計画だと裁判所で明らかにしていた。

サムスン電子は、これと関連し、「訴訟より革新を通じての市場競争が望ましいが、アップルが訴訟を拡大して市場競争を妨げているので、最小限の対応は不可欠だった。」と公式コメントを発表した。

<連合ニュース>

3-3 アップルとの訴訟中なのに「S3」の販売は増加

電子新聞(2012. 10. 3)

アップルとの特許訴訟中にもかかわらず、サムスン電子の「ギャラクシーS3」の販売量はむしろ増加したという分析が出た。

市場調査機関 Localytics によると、サムスン電子の「ギャラクシーS3」は、サンノゼ北部地裁でアップルとサムスンの特許侵害訴訟の陪審員審理が始まった8月1日から毎週、平均9%の伸びで販売された。

陪審員がアップルの一方的な勝利を評決した8月21日から8月27日の間にも、「ギャラクシーS3」の販売は急増した。アップルが「iPhone 5」を発売した9月12日の週にも「ギャラクシーS3」の販売は増加した。

Localytics のオンライン・マーケティング責任者は、「今回の訴訟をメディアが集中的に報道し、一般消費者にサムスン製品がiPhoneに代替できるほどの商品だという認識を与えた。」と分析した。

<ファン・テホ記者>

3-4 サムスン、アップルに特許反撃…大攻勢の始まり

電子新聞(2012. 10. 3)

サムスン電子がアップルの「iPhone 5」を特許訴訟に追加し、自社に不利な特許侵害の評決を白紙に戻すための大攻勢を始めた。

相手の最新主力機種を牽制すると同時に、米国で奪われた特許合戦の主導権を回復させるという戦略だ。

3日のサムスン電子と外国メディアによると、サムスン電子は、「iPhone 5」を米国カリフォルニア北部地裁の特許訴訟の対象に追加した。4月に「iPhone 4」「iPhone 4S」「iPad 2」が自社の特許を侵害したとして訴訟を提起した。

さらに「iPhone 5」にも4月の訴訟と同じ特許8件(標準特許2件、常用特許6件)を適用した。8月にサムスン電子に不利な評決が出されたiPhoneの旧型モデルの訴訟とは重ならない特許だ。

LTE 特許攻撃は行なわれなかった。当初、業界は、「iPhone 5」がiPhone初のLTE携帯端末だという点で、サムスン電子がそれを攻撃すると見込んでいた。しかし、アップルが3GよりLTE関連特許を多く保有しているため、サムスン電子も慎重にアプローチしていると分析されている。

サムスン電子が「iPhone 5」を公式的に提訴し、サムスンとアップルは、相手会社の最新機種を攻撃の対象にした。アップルも9月初めにサムスン電子の最新機種「ギャラクシーS3」を特許訴訟の対象に追加した。

裁判所の日程上、この製品の本案審理は、来年以降に開かれる。市場で最もシェアの

高い製品であるため、自社の特許権を強調する象徴効果が大きいと言える。

サムスン電子は、「 아이폰 5」の訴訟とは別途に 8 月の陪審員評決を撤回するための作業に乗り出した。サムスン電子は、2 日に陪審員評決の破棄を担当裁判官に公式的に要請した。

陪審員長が 1993 年、元の職場「シー・ゲート」と訴訟をしていたことを陪審員選定の過程で陳述しなかったという理由からだ。事業領域上、サムスン電子と協力関係にある「シー・ゲート」との訴訟が陪審員長に偏見を与えた可能性があるという主張だ。

実際に、陪審員長に訴訟を提起した「シー・ゲート」側の弁護士は、アップルとの特許訴訟でサムスン電子の弁護を務めた会社で勤務している弁護士だという。

<イ・ホジュン記者>

3-5 アップル、ノテルの通信特許でサムスンとクロス・ライセンスを試み

デジタルタイムズ(2012.10.4)

アップルが昨年、ノテルの特許を買収して確保した通信特許を根拠に、サムスン電子に特許料を求めたことが明らかになった。

4 日のドイツ特許専門ブログ「FOSS Patents」によると、アップルは、2 日に米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所にこうした内容が盛り込まれた資料を提出した。

その資料によるとアップルは、4 月 30 日、サムスン電子知的財産権センターにノテル特許を買収して通信標準特許を強化しているとして特許使用料に 1 台当たり 33 セントを求める文書を送った。

サムスン電子は、既にアップルに 1 台当たり 2.4%の通信標準特許の使用料を求めている状態だった。アップルは、サムスン通信標準特許の使用料も 33 セントに合わせてクロス・ライセンスを結ぶことを提案した。両側は合意には至らなかったとみられている。

アップルがこうした文書を米国裁判所に提出したのは、サムスン電子との紛争を解決するために様々な取り組みを試みたが、サムスン電子が交渉に応じず、不発に終わってしまったと主張するためだと分析できる。

<キム・インスン記者>

3-6 SK テレコム、LTE 特許競争で世界と協力

電子新聞(2012.10.7)

SK テレコムが世界の通信キャリアと協力してロング・ターム・エボリューション(LTE)の特許プールの構築に乗り出す。各社の特許を共有し、技術リーダーシップを確保することが目的だ。製造会社に比べて特許競争力の面で遅れを取っている通信キャリ

アが特許訴訟に共同対応することも期待できる。

7日、SKテレコム(代表：ハ・ソンミン)は、世界の主な通信キャリアと共同で「LTE特許プール」を構築して特許ロイヤルティーを確保するとともにLTE技術におけるリーダーシップを強化していくと発表した。

特許プールは、特定の製品や標準に関する特許を持っている特許権者が共同でコンソーシアムを設立し、特許を必要とする事業者からロイヤルティーを受け取る仕組みだ。特許権者は、安定的に収益が得られ、事業者は、独自では確保が難しい特許を割安な価格で利用できる。

SKテレコムは、通信業界のグローバル協力を強化し、LTE技術・サービスの競争力を向上するため、2010年から世界の通信事業者とともにLTE特許プールの結成を進めてきた。

今回結成されたLTE特許プールには、SKテレコムをはじめ、AT&T、テレフォニカ、NTTドコモ、KDDI、テレコム・イタリア・モバイル、クリアワイヤ、DTVGLライセンス(DIRECTV子会社)の通信事業者6社のほかに、ZTEやHPなど製造会社10社が創立メンバーとして参加した。

SKテレコムが持っているLTE標準特許は、△端末の消費電力の削減方法、△復調・変調スイッチングなど、LTE技術全般にわたる基幹特許である。

SKテレコムのパク・ヨンジュ法務室長は、「LTE特許プールに創立メンバーとして参加できたことは、韓国を代表する通信事業者としての技術リーダーシップを世界から認められたことである」と述べ、「特許競争が激しさを増している世界の通信市場で、特許ライセンスを通じてLTE環境が好循環する方向に発展し、イノベーションが実現できるよう、草分け的役割を果たしていきたい」と強調した。

<クオン・コンホ記者>

3-7 サムスンとLGDのトップ、「ディスプレイの日」記念式で遭遇

デジタルタイムズ(2012.10.8)

5日、韓国ディスプレイ産業協会の主管でソウルのJWマリオットホテルで開催された「第3回ディスプレイの日」の記念式にOLED(有機発光ダイオード)を巡り訴訟を繰り返しているサムスンディスプレイとLGディスプレイの代表が参加したが、訴訟に関してはコメントを控えた。

協会の主席副会長を務めているLGディスプレイのハン・サンボム代表は、他の予定のため先に退場したが、記者団に対し、「特許訴訟は、両社のことであるだけに、それに関する話はしなかった。元々そういう話はあまりしない。」と述べた。

協会長を務めているサムスンディスプレイのチョ・スイン社長も訴訟に関し、「もっと見守る必要がある」と話したが、「ハン代表とはこのことについて話していない」と付け加え

た。

来年の投資規模については両方とも慎重な姿勢を示した。チョ社長は、「これから少しずつ投資を拡大していく」と述べ、段階的に投資を行っていくことを明らかにした。ハン代表は、「大きな枠は整っているが、まだ発表する段階ではない」とし、「当初の計画通りに推進していきたい」と話した。

両社の対立は、今年7月、サムスンディスプレイの発足後、検察が OLED に関する技術流出の件で両社の役職員を起訴したことから始まった。そして、9月初め、サムスンディスプレイが LG ディスプレイを相手取り、OLED 技術使用の差し止め仮処分を求めた。さらに、9月末、LG ディスプレイが OLED に関する基幹特許の侵害を理由にサムスンディスプレイと親会社のサムスン電子に対し訴訟を提起し、特許を巡る争いが激しさを増している。しかし、チョ社長とハン代表は、1975年に竜山高校を卒業した同級生で、親しい関係であるとされており、訴訟の成り行きに注目が集まっている。

<イ・ホンソク記者>

3-8 サムスンとアップルの特許戦争、「今回は裁判所の外で」

電子新聞(2012.10.8)

サムスン電子とアップルが標準特許の権利をめぐり、国際電気通信連合 (ITU) で場外特許戦争を行う。国際的な特許競争において有利な立場を占めるため、両社は、激しい攻防を交わすことが予想されている。法的な拘束力はないものの、サムスン電子が強調する標準特許の権限を強化するか、アップルに有利な方の権限縮小になるかについて国際的な世論が形成されるためだ。

7日の放送通信委員会と関連協会によると、ITU が主管する初の国際公開特許会議「ITU 特許ラウンドテーブル (Patent Roundtable)」が現地時間の10日、スイスジュネーブのITU本部で開かれる。

特許ラウンドテーブルは、最近急増している情報通信技術 (ICT) 企業間の特許訴訟による被害を防止し、有効な標準特許の活用を通じ、技術革新を促すために設けられた。ここで出された意見は、次期ITU特許政策の方向に反映される。先月、韓国を訪れてサムスンとアップルの特許紛争についての意見を聴取すると表明したハマドゥン・トゥーレ事務総長が直接主宰する。

欧州委員会 (EC)、欧州電気通信標準化機構 (ETSI)、欧州特許庁 (EPO) と米国法務部・特許庁・連邦取引委員会 (FTC) など、世界各国の担当期間が公式パネリストとして参加し、韓国の放送通信委員会と韓国情報通信技術協会 (TTA) も参加する。サムスン電子とアップル、そしてノキアやエリクソン、マイクロソフト、リム (RIM)、モトローラなどの企業も参加名簿に名を挙げた。

ラウンドテーブルは、午前の公開討論と午後の非公開の自由討論に構成されている。

主なテーマは、標準特許と FRAND 条件の再評価だ。

最近、ICT 業界では、特定の製品やサービスを開発する際に必ず必要な標準特許を合理的かつ非差別的に共有すべきだという FRAND 条件をめぐり、賛否両論が巻き起こっている。

FRAND 条件の当初の導入目的が実現されず、特許技術を保有していない企業が特許権者の技術にただ乗りする手段になり、問題として浮上した。一方では、標準特許の保有権者が競合会社の侵入を防ぐために FRAND 条件を誠実に移行しないという不満も高まっている。自然に、現在の標準特許と FRAND 条件を見直すべきだという意見が多くなった。

争点は、見直しの方向だ。標準特許件を持っているかどうかによって利害関係が異なるからだ。サムスン電子とアップルの米国における訴訟合戦は、標準特許を認めるかどうかで勝敗を決めた。常用特許を中心に対応したアップルが標準特許に重きを置いていたサムスン電子を、陪審員評決で勝利したのだ。

ITU 特許ラウンドテーブルでも同様な展開が予想されている。アップルは、午前の公開討論で知的財産担当弁護士がモトローラと RIM とともに、産業界のパネリストとして参加する。アップルは、標準特許の権利濫用を防ぐため、FRAND 条件の強化を訴えるとみられている。

サムスン電子は、午前の公開討論には参加せず、午後の非公開討論で各利害当事者を対象に自社の意見を説明する方針だ。サムスン電子の韓国 IP 担当者と米国の法人弁護士が参加するという。

業界の関係者は、「ラウンドテーブルでの議論が FRAND 条件の強化と縮小のどちらに動くか、現時点では予想できない」と言いながらも、「アップルなどの一部企業と団体は、標準特許を積極的に開放して共有すべきだと主張するだろう。」と予想した。

<イ・ホジュン記者>

3-9 SKC コーロン PI、カネカとの特許訴訟で最終的に勝訴

電子新聞(2012. 10. 11)

日本のお家芸とされてきた素材分野で、韓国の SKC コーロン PI が日本企業との特許紛争で勝利した。韓国の先端素材の技術力を確認するきっかけになると期待されている。

SKC コーロン PI は、米国国際貿易委員会(ITC)が「SKC コーロン PI は、カネカが米国で使用している特許を侵害していない」という最終判決を下したと 10 日に発表した。これで、SKC コーロン PI は、日本化学メーカーのカネカとの PI フィルムをめぐる特許訴訟で最終的に勝訴した。5 月に ITC 所属のロジャース行政裁判官が下した予備判定を ITC がそのまま追認した形だ。

昨年4月、カネカは、SKC コーロン PI が4件の自社特許を侵害し、不公平な貿易を行っているとして ITC に提訴した。その後の約1年間、ロジャース行政裁判官は、事実調査と証人審問などを行ない、5月に SKC コーロン PI に軍配を上げる予備判定を下した。カネカが提起した主張が必需要件を証明できなかったというのが理由だった。

PI フィルムは、商業用の高機能性フィルムのなかでも耐熱性と耐寒性が最も優れている製品だ。IT 機器の小型・計量化にともない、様々な分野でコア素材として利用される。SKC コーロン PI は、韓国唯一の PI フィルム生産メーカーだ。2008年に設立し、PI フィルム事業を積極的に展開してきた。国産化を通じてシェアを拡大した。

カネカの訴提起は、SKC コーロン PI の成長に歯止めをかけるための戦略だった。SKC コーロン PI の輸出先のなかで米国が占める割合は、全体売上高の1%にすぎないが、カネカは、海外市場の拡大を懸念し、提訴を提起したとみられている。

しかし、ITC が SKC コーロン PI の技術を認め、むしろ SKC コーロン PI の認知度を高める結果をもたらしてしまった。世界の PI フィルム市場では、東レ・デュポンとカネカが首位を争い、45%のシェアを占めている。SKC コーロン PI のシェアは約15%程度だと推算されている。SKC コーロン PI の関係者は、「米国での訴訟で勝利したことで、独自技術で開発した PI フィルムをもって世界 PI フィルム市場のフロントランナーになり得ることを立証した。」とコメントした。

<ムン・ボギョン記者>

SKC コーロン PI の特許訴訟

日付	内容
2008年6月2日	SKC コーロン PI を設立
2011年4月1日	カネカ、SKC コーロン PI が特許を侵害したとして ITC に提訴
2012年5月10日	ITC、「SKC コーロン PI はカネカの特許を侵害していない」と予備判定
2012年10月5日	ITC、「SKC コーロン PI は、特許を侵害していない」と最終判決

3-10 アイフォン販売差止め、「50億で合意」

電子新聞(2012. 10. 11)

サムスン電子の特許を侵害したという判決が言い渡されたアップルの「iPhone 3GS」「iPhone 4」「iPad 1」「iPad 2」が販売差止めの危機を回避した。

ソウル中央地方裁判所の民事合意12部(キム・ヒョンソク部長判事)は、アップル 코리아がサムスン電子を相手に提起したiPhone販売差止め強制執行停止の申請を受け入れたと11日に発表した。

裁判所は、「アップルが 50 億ウォンの供託金を出すという条件で執行停止申請を受け入れた」として「iPhone 3GS」「iPhone 4」「iPad 1」「iPad 2」の販売差止め及び廃棄処分を控訴審判決の宣告まで停止した。

ソウル中央地裁は、8 月、サムスン電子とアップルがそれぞれ提起した訴訟で、アップルがサムスン電子の通信技術 2 件を侵害したと言い渡した。一方、サムスン電子もアップルのデザイン技術特許 1 件を侵害したという判決を下した。両社は、先月の原審判決に不服して控訴審を控えている状況だ。

<キム・インスン記者>

3-1-1 グーグル、サムスンとの特許契約の秘密維持を要請

電子新聞(2012. 10. 11)

グーグルの子会社であるモトローラの移動通信部門は、サムスン電子とアップルの特許訴訟で提出された自社とサムスンとの特許使用契約に関する会議記録を最高レベルの秘密維持を裁判所に要請したとブルムバーグが 11 日に報じた。

モトローラが裁判所に提出した資料によると、この会議記録は、サムスン電子とモトローラが合意に至る前に数週間も交渉した 2000 件の合意内容の要約だ。

この資料は、通信分野の交差特許契約の交渉における財務的な補償の類型機密が盛り込まれている。具体的には、支払いの条件、特許料率、特許を借りた商品の名前と技術、地域的な取引の内訳などだ。

モトローラは、こうした情報が公開されてしまうと、他社が自社との交渉で不公正に利用しかねないため、非常にデリケートな内容だと強調した。

<ホ・ジョンユン記者>

3-1-2 「アップルは説得力がない」ギャラクシー・ネクサス販売差止め解除

電子新聞(2012. 10. 12)

米国の連邦巡回控訴裁判所は、11 日、サムスン電子のギャラクシー・ネクサスに対し、米国での販売差し止めを命令した原審を破棄し、この事件を地方裁判所に差し戻した。

アップルは、2 月にギャラクシー・ネクサスが 8 件の自社特許を侵害したとして訴訟と共に仮処分を申請し、6 月にカリフォルニア州の北部地方裁判所がその主張を認め、ギャラクシー・ネクサスの販売差止め仮処分の決定を下した。

サムスン電子は、これに対し、緊急の執行停止要請を提起し、米国でのギャラクシー・ネクサスの販売禁止決定は猶予されている状態だ。今回、控訴裁判所まで原審を差戻したことで、米国内のギャラクシー・ネクサスの販売に大きな影響はないと予想されている。

控訴裁判所は、「ギャラクシー・ネクサスが特許を侵害し、アップルが被害を受けたという主張の証拠は、説得力に欠けている。カリフォルニア地方裁判所が裁量権を濫用した。」と述べた。また、「アップルがギャラクシー・ネクサスにより、取り返しのつかないほどの被害を受けたという主張と関連し、その被害が特許の侵害と相当の関係があることを立証しなければならない。」と指摘した。

アップルは、サムスン電子のギャラクシー・ネクサスが 아이폰の顧客を奪いかねないとして、本案訴訟の前に販売差し止めが必要だと主張した。

<キム・インスン記者>

3-13 「サムスン対アップル」の特許戦争、今週が山場…理由は？

電子新聞(2012.10.14)

サムスン電子とアップルの米国における特許合戦が19日に「第2の分水れい」を迎える。

米国国際貿易委員会(ITC)は、19日サムスン電子のギャラクシー製品に対する米国内の輸入差し止めを求めてアップルが提起した内容についての予備判定を下す。米国がITC判定でも敗訴する場合、致命的な打撃を受けるとみられている。

9月にサムスン電子は、ITCにアップルの製品を米国輸入を差し止めようとしたが、失敗した。今回にはサムスン電子がアップルの攻撃を防御する状況だ。

ITCは、米国大統領直属で貿易の紛争を調整する行政機関だ。

行政処分は、裁判所の判決と異なって直ちに発効されるため、サムスン電子の製品輸入差し止め判定が下された場合、大きな波紋が予想されている。

アップルとサムスン電子は、昨年6月、米国連邦北部地方裁判所の特許訴訟とは別に、ITCに双方を提訴した。ITCの判定は、1年6ヵ月で最終的な結果が出されるため、裁判所への訴訟より素早く相手を圧迫できる。

アップルは、サムスン電子が自社のデザイン権などを侵害したとして「ギャラクシーS」、「ギャラクシーTab10.1」などの米国への輸入差し止めを要請した。

サムスン電子は、アップルが特許通信などを侵害したとして海外で生産されている「アイフォン」「アイパッド」の米国内の輸入差し止めを要請したが、認められなかった。当時ITCは、アップルが「アイフォン4」、「アイポット」「アイパッド」などの製品は、サムスン電子の特許を侵害していないという予備判定を下した。ITCは、来年1月にこの内容についての最終判決を下す。

米国の知的財産専門企業の「Tech IPM」のイ・グンホ代表は、「ITC判定は、行政処分であり、輸入差し止めが決まり次第すぐ適用されるなど、その影響は直ちに現れる。一般人による陪審員ではなく、専門の裁判官が特許を侵害したかどうかを判定する。」と説明した。また、「予備判定後3ヵ月間の審議を経て来年に最終的な判決が下される

が、予備判定の結果が覆されるケースは皆無であるため、今回の判決が非常に重要だ。」と付け加えた。

一方、米国連邦巡回控訴裁判所は、先週末、サムスン電子の「ギャラクシー・ネクサス」についての米国内販売差し止めを命令した原審を破棄し、この事件を地方裁判所に差し戻した。控訴裁判所は、「アップルがギャラクシー・ネクサスにより被害を被ったという証拠に説得力がなかった。連邦北部地裁が裁量権を濫用した。」とコメントした。

控訴裁判所の判決結果が ITC の判定にも影響を及ぼすかに注目が集まっている。

<キム・インスン記者>

3-14 双龍(サンヨン)マテリアル、日本の競合会社との特許訴訟で勝利

電子新聞(2012. 10. 14)

双龍(サンヨン)マテリアルが競合会社である日本の TDK 社と 7 年間に及ぶ特許紛争で勝利をおさめた。

14 日の関連業界とサンヨンマテリアルによると、サンヨンマテリアルは、日本の TDK 社と自動車のモーター向け高性能フェライト磁石の製造特許をめぐり、紛争を繰り返してきたが、結局、欧州特許庁が 11 日、TDK の特許出願を棄却する最終決定を下した。

サンヨンマテリアルと TDK は、スターターモーター、ウィンドウリフトモーター、ワイパーなどの自動車内部のモーターに用いられる高性能フェライト磁石分野の代表的なメーカーだ。サンヨンマテリアルは、ドイツのボッシュなどの自動車部品メーカーや、サムスン、LG などの家電製品メーカーに高性能フェライト磁石を供給している。この製品の昨年の売上高は、全体の 891 億ウォンのうち、16.5%の 147 億ウォンとされている。

TDK が 1998 年、欧州特許庁に高性能フェライト磁石の製造に関する特許を申請したことをきっかけに、特許をめぐる紛争が始まった。両社の製品は、材質や性能がほぼ同じで、TDK が特許を先占すれば、サンヨンマテリアルの磁石製品は、生産が不可能になってしまう恐れがあった。

サンヨンマテリアルは、2005 年に、TDK が申請した特許に新規性と進歩性が欠如しているとして異議を申し立てた。7 年間の訴訟の末、11 日に欧州特許庁から TDK の特許出願についての最終的な棄却判定を受けた。

サンヨンマテリアル側は、「これまでの守りの姿勢から脱し、欧州市場の維持はもちろん、新規市場の開拓においても大きな力となった。」と説明した。

<ユン・デウォン記者>

3-15 訴訟の雰囲気…アップルが緊張するほど

デジタルタイムズ(2012. 10. 15)

米国の陪審員による評決後、アップルに有利に進められていたサムスン電子とアップルの特許訴訟に、どんでん返しの兆しが見えはじめた。アップルに有利な判決が控訴裁判所で差戻され、再びサムスンが有利な地位を確保できるのではないかという声が浮上している。こうした雰囲気は、米国裁判所の最終的な判決と米国国際防衛機委員会(ITC)の最終判決にも大きな影響を及ぼすとみられている。

14日、米国控訴裁判所は、サムスン電子の「ギャラクシーTab10.1」に続き、「ギャラクシー・ネクサス」の販売差し止めを下した原審判決を破棄して事件を地方裁判所に差戻した。

原審を破棄した理由について控訴裁判所は、「カリフォルニア地裁が裁量権を濫用した」と述べた。2日、米国サンノゼ市にあるカリフォルニア地裁のコウ・ルーシー裁判官は、「ギャラクシーTab10.1」の販売差し止め再検討命令により、「ギャラクシーTab10.1」の仮処分決定を解除した。

また、控訴裁判所は、アップルが自社の特許を侵害したと主張している「ギャラクシー・ネクサス」の検索機能がアップルに被害を与えたという主張についても、「提出された証拠だけでは説得力がない」と指摘した。裁判所に証拠として提出された資料によると、「ギャラクシー・ネクサス」の米国内の販売台数は50万台にすぎない。消費者が「ギャラクシー・ネクサス」を購入した理由がアップルの特許である検索機能のせいだという主張の根拠もないという説明だ。

「ギャラクシーTab10.1」に続き、「ギャラクシー・ネクサス」の販売差し止めも破棄され、これまで窮地に立たされていたサムスンとしては、雰囲気を逆転させるチャンスを得たと言える。控訴裁判所が販売差し止めを下した原審を破棄したということは、今後の特許訴訟でアップルが勝訴する可能性が低くなったことを意味するためだ。

サムスン電子は、今回の控訴裁判所による判決の前まで、米国内では弱い立場にあった。8月、カリフォルニア州サンノゼ市の裁判所で陪審員は、サムスンがアップルの特許を侵害したとして1兆2000億ウォンの損害賠償を評決した。続いて先月15日には、アップルがサムスンの特許を侵害していないというITCによる予備判決が下され、アップルに軍配が上がった。

ただ、控訴裁判所の今回の判決が、サムスン電子がアップルの特許を侵害したかどうかを決定したのではなく、販売を差し止めるほど深刻な被害を受けたかどうかを再検討しただけであり、控訴裁判所がアップルに一方的な勝利を与えた陪審員評決を完全に覆したわけではないという声もある。

現在、米国では、販売差し止めの処分を下す際に、△特許訴訟で勝訴する可能性は高い△販売差し止め措置を取らないと、回復できないほど深刻な被害を受ける可能性が高い△公平性が保たれたかどうかの判断△販売差し止めの措置が公共の利益に合致しているかの4つの項目を考慮している。専門家は、こうした販売差し止めの条件を踏まえると、

米国控訴裁判所がアップルの一方的な要求を受け入れることはないという判断を示している。実際に、アップルのホームグラウンドである米国内でさえ陪審員の一方的な「アップルひいき」が問題となっており、サムスン電子のスマートフォンとタブレット PC 端末が米国市場で人気を得ている。

今回の控訴裁判所の判決が米国内にどのような影響を与えるかについては、意見が交錯している。しかし、早ければ 19 日に予定されている ITC の予備判定でその影響を確認できると見込まれている。ITC は、サムスンのアップル提訴、アップルのサムスン提訴をそれぞれ来年の 1 月と 2 月に最終判決を下す。

<キム・ユジョン記者>

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 お酒の名前、その変身は無罪！

韓国特許庁(2012. 10. 10)

「10 年が過ぎると周りの風景も変わる」という言葉のように、庶民に親しまれているお酒の名前も時代によって変化している。

1945 年の植民地からの解放後から 1950 年の韓国戦争前に人気を得たお酒の名前は、文明酒造、調和酒造、漢興醸造場、大善発酵工業社などの種類会社が商標出願した「松竹、神仙、調和、百合、新世界」などの名前だった。

韓国戦争後、国の再建が本格化した 1960 年代までは、調和酒造、大韓醸造、木浦醸造、忠南醸造、忠南醸造会社、大邱飲料、ハイト真露などの会社が商標出願した「白花、栄花、三仙焼酎、宝華、桃花、玉冠、蘇州、鷄龍鶴」などの名前が国民と共にした。

経済発展の初期段階だった 1970 年代までは、天養酒造、浦項三倫葡萄酒公社、ハイト真露、東洋酒造、舞鶴醸造場、寶海醸造などの会社が商標出願した「徐羅伐、新羅、特率、真露焼酎¹、朝鮮ビール²、クラウンビール³、OB ビール⁴」など、今まで残されている焼酎とビールの名前がこの時代に本格出現した。

輸出の伸張で国民所得が増加した 1980 年代までは、ホワイト真露、白花醸造、獬豸(ヘテ)酒造、ロッテ酒造、株式会社 頭山、CJ、三洋食品などの会社が商標出願した「真露、ひき蛙(ドウコビ)、クラウン、白花醸造、ウイスキー・ベリーナイン、ブラボー、ドン・

¹ 1966 年に商標出願

² 1962 年に商標出願

³ 1964 年に商標出願

⁴ 1962 年に商標出願

フアン、スナイカー、マジュアン⁵、ホワイトスノウ」など、焼酎やビール以外にも洋酒及びリキュールの商標名が初めて登場した。

88 五輪で韓国の地位を世界に知らしめた 1990 年代までは、菊醇堂、金福ホールディングス、株式会社頭山、白花醸造、真露ウイスキーなどの種類会社が商標出願した「ナポレオン、真生トニック、金福酒⁶、OB ベアー、ベリーナインシーガル、清河(チョンハ)⁷、ロイヤル・インペリアル、スーパードライビール、梅翠、ジョーカー」など、焼酎、ビール、ウイスキー、ワインなど、さらに多様な商標が出願された時代だった。

1995 年に 1 人当たりの国民所得が 1 万ドル時代を切り開いたが、通貨危機の影響で減少したものの、2000 年代に入り、再び回復した 2000 年代の時代には、株式会社頭山、ホワイト真露、チャムグリーン、寶海ライト、越月グリーン、グリーン焼酎、宣揚 純」など、今も国民から愛されているアルコール度数が低いまろやかな焼酎の名前が登場し始めた。

「大張今」や K-POP など、世界に韓流文化が紹介され始まった 2010 年代は、ハイト真露、菊醇堂、株式会社頭山、裴商冕(ペサンミョン)酒家、寶海醸造などの主な種類会社から「ウグッセン(地産米でつくる生のマッコリ)、地産米の梅マッコリ、山寺院、雲に月行くように、秋菊、淡い香酒、歳月香、歳月献、自自然然 トックリイチゴ」など、マッコリやトックリイチゴ酒などのように韓国伝統酒にちなんだ商標が多く出願され、市場に様々な商品が競うように登場した時代だった。

以上のように、植民地から解放された後に登場した酒名のうち、歳月が過ぎても記憶に残る名前がある一方、完全に消えてしまった名前もある。

特に、「真露焼酎」が「チャミスル」という名前に、「クラウンビール」が「ハイト」ビールに、「OB ビール」から「CASS ビール」に変わり、絶対的な支持を受けているのは、お酒という嗜好品の味の影響もあるが、何よりも企業が商標の出願及び登録を通じて積極的に管理したのが根本的な背景だと言える。

結局、国民の記憶に残るようなお酒の名前は、韓国特許庁への商標出願及び登録を通じて自己管理を徹底することがポイントになる。お酒の中小企業には、積極的な商標出願を通じて国民に愛されるブランドを構築してほしいものだ。

その他一般

5-1 アップル「ポスト・特許戦争」は生体認識で行う

⁵ 1976 年に商標出願

⁶ 1984 年に商標出願

⁷ 1988 年に商標出願

最近、指紋認識ソリューション会社を買収し、次世代技術の確保に本腰を入れているアップルが実は、2年前から内蔵型認証システムの特許を多く出願していたことが明らかになった。次世代のスマート機端末には、セキュリティのために生体認識ソリューションが基本搭載させることが予想されているなか、アップルのこうした動きは、競合会社の技術開発を始めから封鎖する目的があると分析されている。特に、アップルと未曾有の特許合戦を繰り広げているサムスン電子は、その対策が急がれている。

最近、電子新聞が入手したアップルの公開特許公報(出願番号 10 - 2010 - 7008899)によると、アップルは2010年「電子装置内の内蔵型認証システム」というタイトルで51項目の特許を韓国に出願した。

この特許は、2008年9月に国際協力条約(PCT)に出願(国際出願番号 PCT/US2008/075738)された。スマート端末の内蔵型認証システム全般に関する内容だ。認証のための入力メカニズムと情報の識別、ユーザーの認証段階に特許範囲を指定している。指紋の認識はもちろん、手のひら、手の模様、手の甲の模様、血管のパターン、網膜パターン、虹彩パターン、耳道(Ear canal)パターン、DNA 序列など、多くの生体認識認証方式を包括的に情報識別範囲として追加した。韓国の特許専門家は、「特許を出願しても、審査を受ける必要があるのですぐに特許権が得られるわけではない。ただ、出願の順番によって審査が行なわれるため、同一技術についての競合会社の特許出願を阻止することはできる。」と説明した。

アップルは、特許の獲得のため、生体認識センサーを搭載した次世代端末モデルの図面を提出した。iPhoneには、待ち受け画面のロック装置である「ロック解除」の中央に、マックブックにはキーボードとタッチパッドに認識センサーをそれぞれ適用したのが特徴だ。業界の専門家は、「最近、指紋認識センサー専門会社 AuthenTec を買収したこととも無関係ではない。アップルは、次世代製品の全般に生体認識センサーを搭載し、競合会社への技術攻勢を強化する」という見通しを示した。

サムスン電子を始め、富士通やデル、HP、レノーバなどの競合会社は、その対策が急がれている。アップルが先占した特許技術と全く違う技術を急いで探し出すか、もう1度の特許合戦を余儀なくされかねなくなった。決済や個人認証の機能が次世代スマート機器に続々と適用されている状況だ。生体認識の技術をアップルが独占してしまうと、新モデルの開発に支障をきたしかねない。最近、AuthenTec の国内代理店が従来の取引先に来年から指紋認識センサーの供給を中断するというメールを送り、取引中止を告知した。

<ユン・ヒソク記者>

日本のセンター試験に当たる「数学能力試験」が1ヵ月前に迫ってきた。

今年もEBS(韓国教育放送公社)のインターネット講義と教材から7割が連携出題されるということで、受験生のインターネット講義への関心が熱くなっている。

最近のインターネット講義では、受験生向けだけでなく、小中学生から一般人向けの学習コンテンツまで提供されている。

韓国特許庁によると、インターネット講義分野の特許出願が最近、増加基調に転じたという。(添付1を参照)

2004年に始まったインターネット講義のブームの影響で2008年の121件となり、これをピークに2010年には78件まで減少したが、2011年94件と増加に転じ、今年には約100件の出願を見込んでいる。

こうした傾向は、インターネット講義のコンテンツが様々な分野に拡大されており、最近の景気悪化の影響で、低価格のインターネット講義への関心が高まっていることが背景として挙げられる。

最近に出願された技術を見ると、単なるオンライン講義の提供から脱し、オン・オフラインを連動したサービスの提供、学習の進行状態の遠隔確認、学習の結果へのフィードバックなど、多様な応用技術に拡大している。

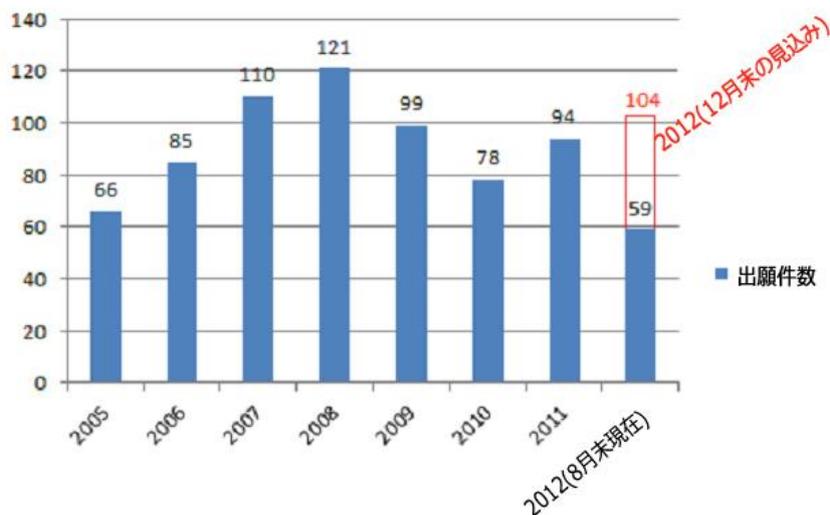
また、スマートフォンの普及拡大にともない、2010年以降は、スマートフォンと連携した特許の出願が全体の2割を超えている。(添付2を参照)

スマートフォンを利用したユビキタス・インターネット講義は、どこにでも学習ができるということで、インターネット講義遠隔講義の本来の目的にも合致している。

韓国特許庁の関係者は、「インターネット講義の利便性と効率に対するニーズが多様化し、この分野の特許出願と技術開発の競争も一層活発になり、需要者により安価で便利な教育サービスを提供できるだろう。」という見通しを示した。

<添付1>ここ8年件のインターネット講義関連の特許出願の現状(2005~2012)

インターネット講義関連の特許出願の現状



5-3 サムスン対LG、「OLED テレビ」プライドをかけた対決

電子新聞(2012. 10. 9)

第4四半期に有機発光ダイオード(OLED)テレビを発売すると宣言したサムスン電子とLG電子が商品の性能と発売時期をめぐり、プライドをかけた戦いを繰り広げている。

9日に開幕する韓国電子情報通信大戦(KES2012)は、OLEDテレビをめぐって競争を展開している両社にとって運命的な日になることが予想されている。

両社が発売する55インチのOLEDテレビを同じ空間で同時に公開するのは、今回が初めてだ。一般人も両社製品を直接見比べられるという点で両社とも神経をとがらせている。

サムスン電子は、パビリオンの前にOLEDテレビのハイライトゾーンを構成し、1つのパネルに2つの画面を同時に映る「デュアルビュー・ディスプレイ」機能を展示する。全て8台のOLEDテレビをその場で公開する。

LG電子は、10台以上のOLEDテレビを展示場のメインパビリオンに展示する。別途のOLEDテレビゾーンも構成したが、最高の画質感を最大化した展示用のテレビ模型も設置する。超高画質のUDテレビもあるが、OLEDテレビを主な競争品目と見込み、展示にも力を入れた。

業界関係者は、「サムスンとLGは、OLEDテレビをどちらが先に発売するかをめぐり、激しく競争している。一般人が直接比較して評価する見本市に総力を上げざるを得ない。」と分析した。

3Dテレビとスマートテレビにおいてしのぎを削るサムスンとLGは、OLEDテレビ

の発売時期をめぐっても駆け引きを続けている。サムスン電子は、テレビ部門では、今年まで7年連続世界市場シェア1位の維持が予想されている。「LED-3D-スマート」のテレビコンセプトでの主導権を守るためにも OLED テレビを先に発売しなければならない。

LG 電子は、最近、ク・ボンム会長が未来の主な産業技術における「先導経営」を宣言し、他社に先んじるべき代表的な品目として OLED テレビを取り上げた。グループ会長の特命まで出された LG 電子も、OLED テレビで負けてはいられない。LG 電子は、テレビ部門だけは、技術力においてサムスン電子と同位か、むしろ優位であることを強調してきた。OLED テレビを先に発売し、「パイオニア」のイメージを確保したい思惑がある。

OLED テレビと関連し、両社は、技術攻防と訴訟合戦を行っている。サムスン電子は「RGB」、LG 電子は「W・RGB」と、それぞれ違う方式でパネルを製造している。色感の具現、歩留りなどをめぐり、自社技術の優位性を強調する攻防を繰り返しているのだ。

サムスンディスプレイと LG ディスプレイは、OLED をめぐり訴訟中だ。サムスンディスプレイは、LG ディスプレイが自社の研究員とコア技術を計画的に持ち出したとして訴訟を提訴しており、LG ディスプレイは、サムスンディスプレイが自社の OLED 特許を侵害したとして反訴した。

製品の発売に関連し、サムスン電子と LG 電子ともに、全ての製品を量産できるほどの技術力を確保していないという指摘もある。企業内部からは、発熱やパネルの歩留りなどが量産に乗り出すほど完ぺきではないという声も聞こえる。市場調査機関のユビ産業リサーチは、両社の OLED パネル生産規模は4万台水準だが、現在の技術では、年末まで月2000台の生産も容易ではないという分析を出した。

家電業界の関係者は、「OLED テレビは、グローバル企業のなかでも1,2位の企業が競争する次世代テレビの代表的なアイテムだ。サムスンと LG 電子が技術力と発売時期をめぐり、一歩も譲れない戦争は避けられない。」と述べた。

<キム・スングュ記者>

5-4 生命体から電気エネルギーを作る

韓国特許庁(2012.10.9)

SF 映画『マトリックス』で最も記憶に残るシーンは、黒いレザージャケットを着た主人公「ネオ」が空中浮揚をして敵と戦うシーンだ。しかし、最も衝撃的だったシーンは、人間が「電池」になって電気エネルギーを供給する「人間電池工場」のシーンではないか。

映画『マトリックス』のワンシーンのように生命体を利用した電気の生産が現実味を帯びてきた。最近注目されている生物電池(Bio fuel cell)技術は、生物の代謝を利用して

微生物や酵素から電気を生産する技術だ。生物電池は、有機物を利用するため、廃水・土壌・植物・動物、さらには、映画『マトリックス』のように人間から電気を生産できるため、応用できる分野が広範囲に及ぶ。

生物電池に関する研究は、1960年代に宇宙開発をリードしていた米国から始まった。宇宙ゴミを宇宙に捨てたり、地球に持ってきたりすることができないため、その問題を解決しようと研究に乗り出したが、微生物や酵素の媒体が持っている問題や電池の出力の限界により、研究が進んでいなかった。

しかし、最近では、環境にやさしく多様な応用ができる生物電池のメリットが注目されている。生物電池は、電気エネルギーを自主生産し、廃水など有機廃棄物を処理できるため、コストが低く、環境問題の解決に貢献できる。

生物電池のもう一つのメリットは、一般的な燃料電池に使用されておらず、管理が容易でない水素や最近の資源戦争の原因となっているレアアース、高価な貴金属などの無機物を使用せず、有機の生体物質を利用することだ。そのため、韓国科学技術企画評価院(KISTEP)は今年3月、微生物燃料電池を10年後の韓国経済における10大有望技術の一つとして選定した。

生物電池は、どのような生体物質が使われているかによって、微生物燃料電池(MFC、Microbial Fuel Cell)と酵素触媒反応燃料電池(ECFC、Enzyme Catalyst Fuel Cell)に分けられる。微生物燃料電池(MFC)は、生ゴミや廃水などの有機性汚染物質を燃料とし、低コストで環境にやさしく汚染物質を処理する。一方、酵素触媒反応燃料電池(ECFC)は、生命体の血液の中にある糖分を燃料にして電気を生産するため、人体に挿入される小型医療機器から昆虫やマウスと融合したサイボーグ型生体ロボットに至るまで応用できる分野が広い。

韓国特許庁のデータによると、日・米・欧・韓など主要国における微生物燃料電池の分野の特許出願件数は、2005年まで57件に過ぎなかったが、2006年以降343件へと増加し、酵素触媒反応燃料電池の特許出願件数も2004年までの47件から、2005年以降は135件へと増加し、各国が生物電池の開発に力を入れていることがうかがえる。

国別には、米国が微生物燃料電池の特許出願件数が210件と最も多く、韓国は82件と、欧州(29件)や日本(21件)に比べて多くなっている。特に、韓国は、微生物燃料電池技術を実用化するにおいてネックとなっている単位出力向上のモジュール化技術など、構造体に関する出願件数が多い。一方、酵素触媒反応燃料電池では、日本が82件とこの分野をリードしており、その次が米国(66件)、韓国(26件)の順とされている。

生物電池分野では、まだ技術的に絶対的な優位を占めている国はおらず、研究開発の初期段階にあるだけに、産官学の有効な提携や他国に先駆けた投資などを行えば、今後、韓国経済の一つの軸を担う産業として育成できると期待されている。環境エネルギー審査課パク・ギルチェ課長は、「生物電池は、今や映画の中の話ではなく、実現できる産業として浮上している。そのため、今後の利益創出産業として育成するために、ロボ

ット技術や薬物伝達装置技術などと融合して応用分野を先取りし、技術を巡って争う時代に備えた特許の確保が必要だ」と述べた。

5-5 特許市場に「死の谷」が存在する

電子新聞(2012.10.15)

登録された特許の多くが資金不足で海外では出願さえ行なわれていないことが明らかになった。一部の専門家によると、国内に登録された特許のうち、海外登録の割合は2~5%に過ぎたという。「苦勞して開発したのに、収益は外国企業の懐に入ってしまう」可能性があるという指摘だ。特許市場の「死の谷(Death Valley)」だ。

15日の関連機関と業界によると、大学や研究所の開発特許の大半が1000万ウォンから数千万ウォンに及ぶ海外特許出願費用を支払えず、出願さえ行なわれていないという。出願したとしても外国の特許庁から意見提出の通知書や数回の補正要求をやりとりする過程で、登録を諦める事例が幾多もある。外国特許庁より多くの金額を代理人(弁護士)に支払うことも重い負担となっている。

さらに、海外に特許を登録しても5~10年のうちに諦める事例が多くある。登録後5年が経過した時点まで収益が発生しないためだ。10年後には特許自体を発明家に手渡す例も多く、資金がなければ放棄してしまう。

こうした実態は、統計からも確認できる。電子新聞がR&D特許センターに依頼し、2010年ベース上位大学10校の国内外の出願と登録件数を比較した結果、出願件数は、国内に比べて海外が4分の1にとどまっていた。海外登録件数も国内の6分の1だ。それは、出願ベースでは4件のうち1件、登録ベースでは6件のうち1件のみが海外に登録されるという意味だ。

韓国科学技術院(KAIST)の国外特許出願と登録件数は、それぞれ1047件と450件だが、海外は212件と83件であった。ソウル大学も国内で772件(出願)と369件(登録)、海外は245件と77件であり、高麗大学は、国内の出願件数と登録件数がそれぞれ573件と328件、海外は84件と22件と大幅な差があった。

しかし、この数値も正確ではないという指摘がある。「IP CUBE パートナーズ」のミン・スンウク代表は、「大学や政府系研究機関の100件の特許のうち、海外出願は2~3件か、多くても4~5件にすぎない。1件の特許が米国・日本・中国などの諸国に出願されているため、多いように見えるだけだ。」と説明した。大学の特許費用支出の明細書からも確認できる。一般的に海外出願・管理費用(維持費用)に要される金額の方が多いが、大学の特許支出費では、国内が海外を大きく上回っている。128校の2010年の業績をベースにした国内特許の出願・中間・登録・維持費用は、187億ウォンであるが、海外は88億2300万ウォンだ。

専門家は、研究開発(R&D)成果である特許が収益につながるためには、海外特許の登

録を並行して進める必要性を強調する。政策的な支援が必要だということだ。「P&I」のキム・ギレ理事は、「国の R&D 予算は、その需要先が決まっている場合が多い。出願後にも 1~2 年間は巨額の費用を支払わなければならない海外特許登録までは考えが及ばない。民間自らの投資を促すために、政府が積極的にシステムを構築するか、特許ファンドを発売して優秀な特許が海外に登録できるようにすべきだ。」と述べた。特許に投資して収益を上げる特許管理会社は、米国だけで約 600 社があるが、韓国は 3~4 社にとどまっている。

＜キム・ジュンベ記者＞

死の谷(Death Valley)=アイデア・技術事業化には成功したものの、その後、資金不足などで商品化に失敗したことを意味する。政府の政策予算が起業と研究開発(R&D)に集中しており、製品の発売と PR・マーケティングは後手に回っている。開発に全ての予算を投じた状態で追加の資金確保に乗り出しても、代表的な業績が無く、資金調達も難しい状況だ。特許も国内登録には問題がないが、費用の負担により、海外への登録は低迷している状態だ。

2010 年主要大学別の国内外特許出願及び登録の実績(単位：件)							
国内				海外			
出願		登録		出願		登録	
大学名	件数	大学名	件数	大学名	件数	大学名	件数
KAIST	1047	KAIST	450	延世大	273	KAIST	83
ソウル大	772	ソウル大	369	ソウル大	245	浦項 工科大	77
延世大	594	高麗大	328	KAIST	212	ソウル大	70
高麗大	573	漢陽大	286	浦項 工科大	143	成均館大	40
成均館大	511	成均館大	240	漢陽大	112	漢陽大	32
漢陽大	456	仁荷大	171	光州科学 技術院	102	光州科学 技術院	27
慶熙大	337	浦項 工科大	152	高麗大	84	延世大	27
慶北大	298	全南大	148	成均館大	81	高麗大	22
建国大	293	慶熙大	143	西江大	47	慶熙大	11
仁荷大	280	延世大	124	慶北大	45	仁荷大	10

※R&D 特許センター

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム